高鍋町訓令第39号

園芸ハウス暑熱対策資材導入支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和７年６月23日

高鍋町長　黒　木　敏　之

園芸ハウス暑熱対策資材導入支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、近年の夏季の急速な気温上昇による農作業中の熱中症リスクの高まりや、高温による農作物被害への対策を図ろうとする農業者に対し、園芸ハウス暑熱対策資材導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和47年高鍋町規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

　（補助金交付対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者は、高鍋町内に在住する施設園芸農家及び高鍋町に事務所を有し施設園芸を営む法人のうち、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

⑴　町税を滞納している者

⑵　暴力団（高鍋町暴力団排除条例（平成23年高鍋町条例第８号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）

⑶　暴力団員（条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。）

⑷　暴力団関係者（条例第２号第３号に規定する暴力団関係者をいう。）

　（補助金の対象経費及び補助率等）

第３条　補助金の対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

（申請に必要な書類）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

⑴　見積書の写し

⑵　カタログ、仕様書など、補助対象経費の内訳がわかる書類の写し

⑶　その他町長が必要と認める書類

　（実績報告）

第５条　規則第13条第１項の規定による実績報告は、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の３月31日のいずれか早い期日までに、規則第13条第１項に規定する補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

⑴　領収書等事業の完了を確認できる書類の写し

⑵　その他町長が必要と認める書類

附　則

１　この訓令は、公表の日から施行する。

２　この訓令は、令和10年３月31日までに申請があった補助金の交付に関する手続が完了した日に、その効力を失う。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率等 |
| 園芸施設の高温対策のための被覆資材の導入 | ・遮光ネット、寒冷紗、遮光材等農業用ハウスの高温対策のために導入する資材の購入費  ・上記の資材を設置するために要する経費 | ・補助率  １/３以内  ただし、20万円上限  ・回数  １回限り |